

行方不明者発見活動要綱

第1 目的

この要綱は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）の施行に関し、行方不明者発見活動の適正な実施を確保するため、警察署長が指揮すべき事項、指揮の方法その他指揮に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事案指揮簿の作成

警察署長は、規則第6条の規定により受理した行方不明者届について、行方不明者発見活動に関する指揮の経過を明らかにするため、行方不明者事案指揮簿（別記様式第1号。以下「指揮簿」という。）を作成しなければならない。

第3 行方不明者届の受理

- 1 警察署長は、行方不明者届を受理しようとするときは、必要に応じて身分証明書等の提示を求め、当該行方不明者届をしようとする者が規則第6条第1項各号に掲げる者に該当するか確認するものとする。
- 2 警察署長は、規則第6条第2項の規定により行方不明者届を受理しようとするときは、届出人から行方不明に至る経緯等を聴取した上で、当該届出の受理が可能であるかを判断するものとする。
- 3 警察署長は、規則第7条第3項に規定する行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）を作成したとき及び受理票の記載内容に変更があったときは、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

第4 事案の引継ぎ

- 1 警察署長は、規則第9条第1項の規定により事案の引継ぎをしようとするときは、あらかじめ生活安全企画課長を通じて本部長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、前項の引継ぎを行ったときは、その経緯等について指揮簿に記載するものとする。
- 3 規則第9条第1項の規定により引継ぎを受けた警察署長は、第2及び第3第3項に規定する措置を行うものとする。

第5 事後に取得した情報の記録及び活用

規則第6条第1項の規定により行方不明者届を受理した警察署長（規則第9条第1項の規定により引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、行方不明者届を受理した後に当該行方不明者に係る情報を取得したときは、その都度、指揮簿に記載し、行方不明者発見活動に活用するものとする。

第6 資料の公表

- 1 受理署長は、規則第14条第1項又は第3項の規定により行方不明者に関する資料等について公表しようとするときは、あらかじめ生活安全企画課長に報告するものとする。
- 2 受理署長は、前項の公表を行ったときは、公表に至る経緯、公表した資料の内容、公表の手段その他公表に関することを指揮簿に記載するものとする。

第7 鑑識課長への報告等

- 1 受理署長は、規則第15条又は第20条第3項の規定により受理票の写しを刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付したときは、生活安全企画課長に報告するとともに、その旨を指揮簿に記載するものとする。
- 2 受理署長は、規則第28条の規定により鑑識課長に報告したときは、生活安全企画課長に報告するとともに、その旨を指揮簿に記載するものとする。

第8 特異行方不明者の発見活動

- 1 受理署長は、特異行方不明者の情報を取得したときは、その都度、指揮簿に記載するとともに、必要に応じて当該情報を生活安全企画課長に報告するものとする。
- 2 受理署長は、規則第21条の規定により特異行方不明者手配（以下「手配」という。）を行うときは、あらかじめ生活安全企画課長を通じて本部長に報告するものとする。
- 3 受理署長は、前項の手配を行ったときは、その経緯等について、指揮簿に記載するものとする。
- 4 受理署長は、規則第29条第1項の規定により手配を解除するときは、あらかじめ生活安全企画課長を通じて本部長に報告するものとする。
- 5 受理署長は、前項の解除を行ったときは、その経緯等について、指揮簿に記載するものとする。

第9 行方不明者の発見時の措置

- 1 警察署長は、規則第25条第4項の規定により受理署長に通知をしようとするときは、あらかじめ生活安全企画課長を通じて本部長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、前項の通知をしたときは、規則第25条第3項に規定する行方不明者発見票を作成し、通知先の警察署長にその写しを送付するものとする。

第10 届出人への通知

- 1 受理署長は、規則第26条第1項の規定により通知をしたとき又は通知をしなかったときは、生活安全企画課長を通じて本部長に報告し、その経緯等について指揮簿に記載するものとする。
- 2 受理署長は、行方不明者が規則第26条第2項各号のいずれかに該当する場合であって、当該行方不明者が届出人に対して発見に係る通知をすることに同意しているときは、その旨を生活安全企画課長に速報するものとする。

第11 迷い人の報告

警察署長は、規則第19条第1項に規定する迷い人を発見した場合において、当該迷い人について行方不明者届が出されていないかを確認し、行方不明者届が出されていないときは、迷い人票（別記様式第2号）を作成し、生活安全企画課長に報告するものとする。

第12 その他

- 1 当直勤務中における行方不明者発見活動については、警察署にあっては、警察署長に代わり当直長が指揮を行うものとし、警察本部にあっては、生活安全企画課長に代わり総合当直長が必要な措置を行うものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、行方不明者発見活動について必要な事項は、生活安全企画課長が別に定める。